

1. 健康診断の実施(労働安全衛生法第66条)

事業主は、労働者に対し、労働安全衛生法の定めるところにより健康診断を実施しなければなりません。パートタイム・有期雇用労働者についても、次の2つの要件を満たす者には一般健康診断を実施することが必要です。

- (1) 期間の定めのない労働契約により雇用される者、または期間の定めのある労働契約により雇用される者であって、契約期間が1年以上（特定業務に従事する場合は6か月以上）である者、契約更新により1年以上雇用されることが予定されている者・雇用されている者
- (2) 1週間の所定労働時間が同じ事業所において同種の業務に従事する通常の労働者に比べて4分の3以上である者（所定労働時間が通常の労働者の4分の3未満であっても概ね2分の1以上であれば一般健康診断を実施することが望ましい）

実施しなければならない主な健康診断

- ①常時雇用するパートタイム・有期雇用労働者に対する雇入時健康診断、定期健康診断（1年以内ごとに1回）
- ②深夜業等に常時従事するパートタイム・有期雇用労働者に対する健康診断（配置転換時及び6か月以内ごとに1回の定期健康診断）
- ③一定の有害業務に常時従事するパートタイム・有期雇用労働者に対する特殊健康診断
- ④その他必要な健康診断

健康診断で何らかの異常が見つかった者については、健康保持のために必要な措置について医師等の意見を聴き、労働者の実情を考慮した上で適切な措置を講じなければなりません。また、長時間労働者については、労働者からの申出があれば、医師による面接指導を行う必要があります。対象となる労働者の要件については、時間外・休日労働時間が1月あたり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者となっています（同法第66条の8第1項、労働安全衛生規則第52条の2）。

2. ストレスチェック制度(労働安全衛生法第66条の10)

パートタイム・有期雇用労働者であっても、一般定期健康診断の対象者には、ストレスチェックの実施が事業者には義務付けられています。（50人未満の事業場は当分の間努力義務。）ストレスチェックの結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合にも、医師による面接指導を行わなければなりません。

※ 制度の詳細は厚生労働省公式インターネットサイトをご覧ください。

※ <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html>